

# 事務所通信

2007年5月号

No. 23



～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

## 快進撃企業

先日静岡文化芸術大学教授の坂本光司先生の講演を聞きました。講演の内容は『この会社はなぜ快進撃が続くのか』というものです。

快進撃企業というのは、

- ①過去 10 年以上、売上高が右肩上がり
- ②過去 10 年以上、利益額が右肩上がり
- ③過去 10 年以上、売上高経常利益率が 5%以上
- ④過去 10 年以上、雇用が維持拡大している企業をいいます

売上高経常利益率とは、経常利益額を売上高で割った数値です。

私の経験ではこの数値が 5%分というのは、10 社に 1 社ぐらいかなと思いますが、これを 10 年以上続けるというのは大変だと思います。

昔に比べて少なくなったとはいえ、自社の売上高や利益の減少・低迷の最大要因は景気や国・県の政策など外部にあり、自社は被害者といった見方をする、いわゆる景気依存型企業が依然あります。これに対し、長期にわたり高い業績を実現しつづけている企業、つまり快進撃企業も少なからずあります。こうした企業経営の 2 極化時代、格差・淘汰・選別の時代にあって、私たち中小企業はどう革新し、進化していけばよいのでしょうか。私は「快進撃企業」が実践している経営学を真摯に学び、できることから順次取り組むことが 1 番の早道だと思います。

先生は快進撃企業の共通的特徴・キーワードとして 12 点を挙げています。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ①経営者の経営姿勢・リーダーシップ  | ⑦感動的商品・感動的接客サービス |
| ②高い志・ロマン・ビジョン      | ⑧財務力             |
| ③人材                | ⑨製販一体型           |
| ④創造力               | ⑩多品種少量型          |
| ⑤アウトソーシング力・ネットワーク力 | ⑪コスト改善力          |
| ⑥グローバルスタンダード       | ⑫小さな本社           |

特に経営者の姿勢が大切です。社員重視経営が貫かれていたり、現場重視・対話重視経営を貫き、公私区分経営が徹底している。また自らの限界を心得ているということです。

そして具体的な快進撃企業として伊那食品工業、未来工業、中村ブレイス、などたくさんの企業を紹介されました。詳しいところまで興味がある方は、いくつか資料がありますので申し付けて下さい。

成功者の言に耳を傾けましょう。闇夜を照らす灯だからです。



## ●標準報酬月額が上下限が変わります。〈健康保険・船員保険〉

標準報酬月額が、下限9万8千円、上限98万円となっているものから、平成19年4月より下限が5万8千円、上限は121万円となります。

また、平成19年4月1日において同年3月の標準報酬月額が9万8千円である方(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が9万3千円以上である方を除く。)または98万円である方(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が100万5千円未満である方を除く。)については、保険者による職権改定(平成19年4月～8月の標準報酬月額に適用)が行われています。(4月に随時改定等が行われる者を除かれます。)

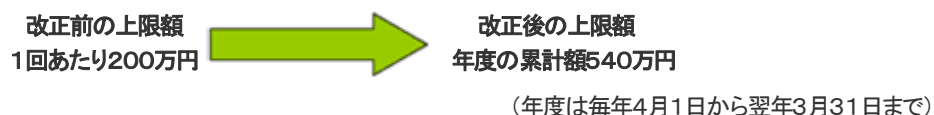


## ●標準賞与額の上限が変わります。〈健康保険・船員保険〉

賞与が支給された際の保険料は、標準賞与額(賞与支給額の1000円未満を切り捨てた額)に保険料率をかけて計算することとなっています。標準賞与額の上限は、これまで1回につき200万円を上限としていましたが、平成19年4月より年度の累計額540万円を上限とすることとなりました。

年度の途中で被保険者資格の取得・喪失があった場合の標準賞与額の累計については、保険者単位とすることとなっています。したがって、同一の年度内で複数の被保険者期間がある場合については、同一の保険者である期間に決定された標準賞与額について累計することとなります。(育児休業等により保険料免除期間に支払われた賞与についても標準賞与額として決定し、年間累計額に含む。)

また、資格喪失日の属する月に資格喪失前に支払われた賞与については、保険料の賦課の対象とはなりません。標準賞与額の累計には含まれます。



## ●傷病手当金、出産手当金の支給額が変わります。〈健康保険・船員保険〉

これまでは、1日あたり標準報酬日額の6割が支給されていましたが、平成19年4月より、標準報酬日額の3分の2相当額が支給されることとなりました。



## ●任意継続被保険者の給付の一部が廃止されます。〈健康保険〉

任意継続被保険者に対する傷病手当金、出産手当金の支給が廃止されました。

## ●被保険者資格喪失後の出産手当金が廃止されます。〈健康保険〉

資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合に支給されていた出産手当金が廃止されました。

# 減価償却制度

平成19年度の税制改正により減価償却制度が抜本的に見直されました。

## 改正内容

### 1 償却可能限度額と残存価格の廃止

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産

#### 〈残存価格の廃止〉

減価償却の計算上の残存価格(今までは取得価格の10%)が廃止(0%)となりました。

#### 〈償却可能限度額の廃止〉

今までは、資産を除却しない限り償却可能限度額(取得価格の95%)までしか償却できなかったものが、耐用年数経過時点で1円まで償却できるようになりました。

#### 〈定率法の算定方法〉

定率法を採用する際の償却率は、定額法の償却率の2.5倍(250%)とします。この償却率により償却費を計算し、この償却費が一定の金額(残存年数による均等償却の償却費)を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り換えて耐用年数を経過した時点で1円まで償却する方法をいいます。

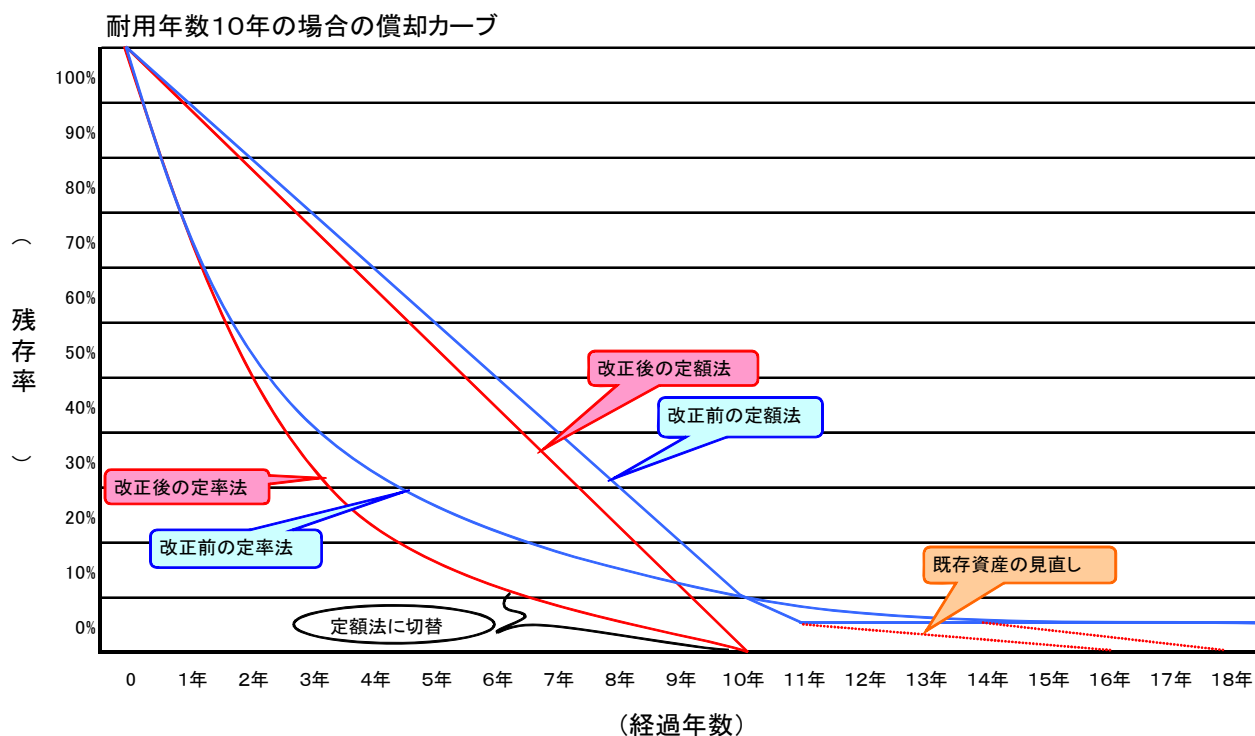
定率法による減価償却費の計算例  
年初に取得した取得価格100万円・耐用年数10年の設備

	定率法による減価償却費		帳簿価格÷(耐用年数-経過年数)
1年目	$100万円 \times 10\% (\text{定額法による償却率}) \times 250\% = 250,000円$		
2年目	$(100万円 - 25万円) \times 10\% \times 250\% = 187,500円$		
3年目	$(75万円 - 18万7500円) \times 10\% \times 250\% = 140,625円$		
4年目	$(56万2500円 - 14万0625円) \times 10\% \times 250\% = 105,468円$		
5年目	$(42万1875円 - 10万5468円) \times 10\% \times 250\% = 79,101円$		
6年目	$(31万6407円 - 7万9101円) \times 10\% \times 250\% = 59,326円$	>	$23万7304円 \div 5年 = 47,461円$
7年目	$(23万7306円 - 5万9326円) \times 10\% \times 250\% = 44,495円$	=	$17万7980円 \div 4年 = 44,495円$
8年目	$(17万7980円 - 4万4495円) \times 10\% \times 250\% = 33,371円$	<	$13万3485円 \div 3年 = 44,495円$
9年目			$8万8990円 \div 2年 = 44,495円$
10年目			$4万4,495円 - 1円 = 44,494円$

## 平成19年以前に取得した減価償却資産

〈償却可能限度額の廃止〉

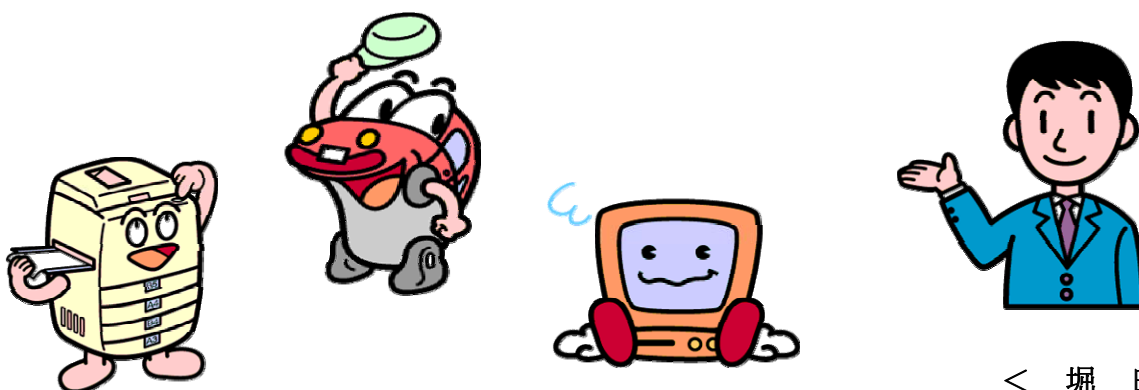
償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で、1円まで均等償却します。



## 2 一定の設備等の耐用年数の短縮

以下の3つの設備について、法定耐用年数が短縮されました。

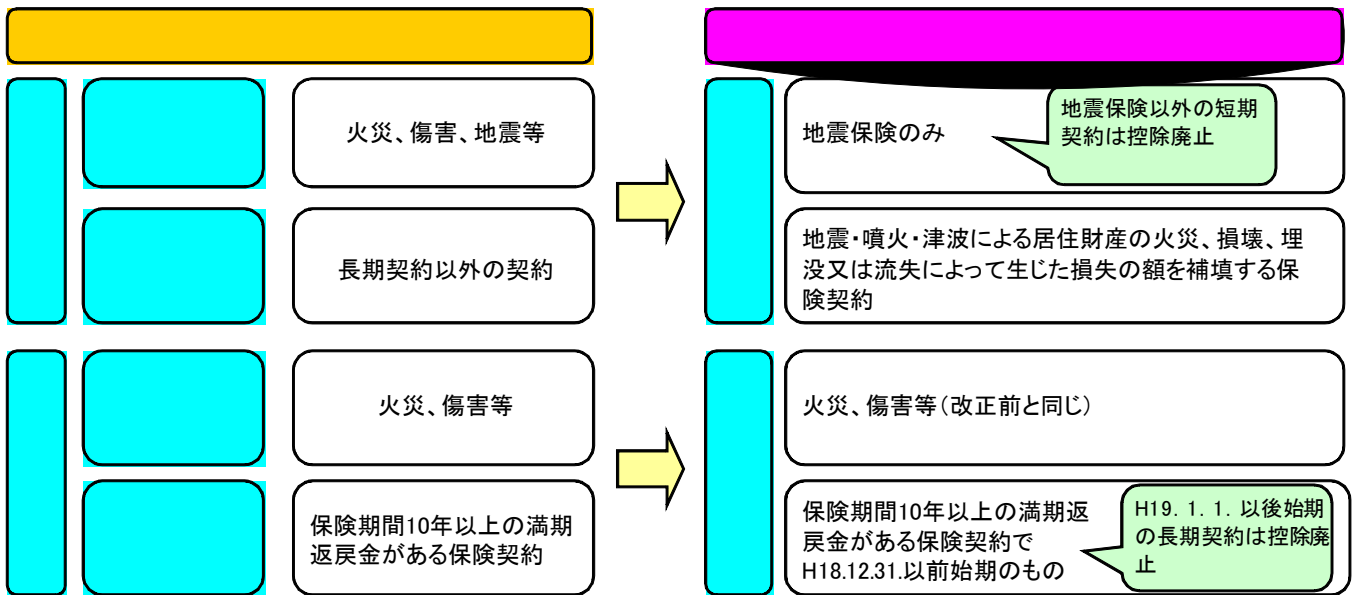
	改正前	改正後
フラットパネルディスプレイ製造設備	10年	5年
フラットパネル用フィルム材料製造設備	10年	5年
半導体用フォトレジスト製造設備	8年	5年



< 堀 田 >

# 地震保険料

3月25日に能登半島沖でM6.6の大きな地震がありました。住んでいる地域周辺でいつ大きな地震が起こるかわかりません。万一のときのために備えは大丈夫でしょうか？税制のほうでも、地震による建物の被害により耐震強度の感心が集まったことで平成18年度税制改正において、地震対策に関するものが整備されています。その中の1つ「地震保険料控除」をご紹介します。



## \* 保険料控除額(国税のみ)

	払込保険料	保険料控除額
短期	2,000円以下	払込保険料全額
	2,000円超 4,000円以下	払込保険料 × 1/2 + 1,000円
	4,000円超	3,000円
長期	10,000円以下	払込保険料全額
	10,000円超 20,000円以下	払込保険料 × 1/2 + 5,000円
	20,000円超	15,000円



	払込保険料	保険料控除額
地震	50,000円以下	払込保険料全額
	50,000円超	50,000円
長期	改正前と同じ	

所得税・個人住民税の損害保険料控除が見直され、支払った地震保険料の全額（個人住民税は2分の1相当額）を所得控除の対象とする地震保険料控除が、平成19年分以後の所得税および平成20年度分以後の個人住民税から適用されます。この地震保険料控除の創設にともない、従来の損害保険料控除は使えなくなります。ただし、平成18年末までに契約済みの火災保険などについては、平成19年分以後も損害保険料控除が使えますが、その場合は地震保険料控除の限度額がその分減額されます。

なお、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除を適用します。平成19年1月1日以後に保険料が変更となる異動があった場合は、異動があったその年から、当該契約については控除の対象外となります。

＜ 田 中 ＞

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
5月23日(水) 午後5時30分 ～ 午後7時30分	テルモ経営研究会  『IT塾』	加藤税理士事務所	システムアナリスト 加藤 忠宏 氏	5,000円

### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～

#### 《犬との接し方》

犬は耳、口、尾、足先に触れられるを嫌がる。なでるときは胸や体を。特に頭は圧迫感を与えるので、欧米では、他人の犬の頭はなでるなと教えるほど。

教育マガジン「おもしろ雑学集より（担当：村井）





# 休日カレンダー



5月（皐月）MAY

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 テルモ経営研究会	24	25	26
27	28	29	30	31		

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。  
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

## 5月の税務

- 5月1日 本年2月決算法人の法人税等・消費税確定申告  
本年8月の決算法人の法人税等中間申告  
本年8月の決算法人の消費税中間申告  
本年11月・8月・5月決算法人の消費税中間申告
- 5月10日 本年4月分源泉所得税・住民税の納付
- 5月15日 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 本年3月決算法人の法人税等・消費税確定申告  
本年9月決算法人の法人税等中間申告  
本年9月の決算法人の消費税中間申告  
本年12月・9月・6月決算法人の消費税中間申告

## あとがき

暖かい日も続き過ごしやすくなってきましたが、今年の大連休は皆様どのように過ごされますか？旅行される方、家でのおんびり過ごされる方、休日の過ごし方も色々あるかと思えます。

5月の第二日曜日といえば、近年では定着してきた「母の日」。母の日の贈り物と言えばカーネーションですがカーネーションの(花言葉)はご存知ですか？赤いカーネーションは愛を信じる・情熱・愛情だそうです。まさに大きな愛情の象徴「母」にふさわしい花ですね。

普段なかなか照れくさくて感謝の気持ちを伝えられないのですが、「母の日」だから伝えられる「いつもありがとう」の言葉と赤いカーネーションを今年も贈りたいと思います。